

ID: 1755

担当部署: 市民部 市民課 戸籍住民係

<b>処分の概要</b>	個人番号カードの再交付		
<b>法令名称 根拠条項</b>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令 第28条		
<b>法令番号</b>	平成26年総務省令第85号		
<b>【基準】</b>	<p>省令第28条の規定による。</p> <p>(個人番号カードの再交付の申請等)</p> <p>第28条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合には、同項に規定する再交付申請書に、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した事実を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。</p> <p>4 第1項に規定する場合に該当することとなった個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあったときに、その効力を失うものとする。</p> <p>5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）遅滞なく返納しなければならない。</p> <p>6 再交付される個人番号カードについて第26条の規定を適用する場合には、同条第1項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの作成の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの作成の日」と、同条第2項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。</p> <p>7 第21条の規定は第1項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第23条の規定は第1項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ準用する。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年7月31日